

出水ブランド「いずみさん」認定商品認定基準

1. 目的

出水市において生産、製造される商品・特産品等を出水らしい魅力ある地域産品として認定し、出水ブランド「いずみさん」認定商品として、広く発信することにより、出水市の地域全体のイメージを高めると共に、地域産品の向上・普及と新たな地域資源を活用した地域産品等の開発を促し、出水市の活性化に寄与することを目的とする。

2. 募集対象

他地域の商品や料理等より優れた特徴があり、また品質を有し、なおかつ安心・安全である料理や加工食品等

- ①料理
- ②加工食品
- ③農林水産物

3. 応募資格 ※すべて満たすこと。

- ① 出水市に活動拠点を有する個人、法人、団体
- ② 出水市で生産・製造された商品等
- ③ 食品衛生法、旅行業法、商標法、著作権法、不正競争防止法等の関連法規を遵守していること。
- ④ 業界での製造基準、表示基準を満たしていること。
- ⑤ 公序良俗に反するものでないこと。
- ⑥ 認定を受けた場合、月に1回販売数又は出荷数が報告できる方。

4. 認定基準

- ① 出水市において生産・漁獲された「農林水産物」（以下、農林水産物）の中で「出水らしさ」があるもの又は農林水産物を活用した商品等
- ② 「出水」またはこれに準ずる出水地域を表す地名、又は出水地域をイメージすることのできる表現を商品等名称の一部に冠している。
- ③ 商品等が、古くから出水地域の特産品・名産品として認識されているもの。
- ④ 出水地域の文化や風土、歴史的逸話等を題材とした商品で、出水地域の効果的 PR の促進につながる見込みがあるもの。
- ⑤ 生産者、製造者のこだわり（ターゲットやコンセプト等）があり、品質が確かであること。
- ⑥ 多くの消費者に受け入れられる美味しさを有すること。

但し、「いずみさん」推進協議会で開発された商品等については、認定基準を問わず、出水ブランド「いずみさん」の商品等になる。

5. 認定期間 2年間（再申請可） ※認定は1年に1回程度

6. 認定料 1商品 10,000円/2年間（認定証発行料・認定シール5シート・認定のぼり1本含む）

※購入費用（必要な方のみ）

- ・認定シール 125 円／1 シート（25 枚・シールサイズ 2.5mm×2.5mm）
- ・認定のぼり 2,000 円／1 本

7. 認定品の特典・処遇

- ① 認定商品は、「いずみさん」推進協議会等が制作するパンフレットや運営するホームページ等に掲載し、市内各種施設等や各種イベント会場での設置や配布をし、PR を行う。
- ② 出水市・出水商工会議所・(一社) 出水市観光協会等主催又は参加の観光関連イベント等において、認定商品を優先的且つ積極的に紹介する。
- ③ ブランドネーム、ブランドマークのチラシ・ホームページ等への使用の許可。
- ④ 認定シール等の使用。(有料)
- ⑤ その他、活性化やブランド化に寄与する活動での紹介。

8. 認定方法

認定審査は、「いずみさん」推進協議会規約にうたっている者で認定審査会を開催し、認定基準に基づき審査し認定する。

- 1) 認定審査会に、応募者全員参加してもらい、試食や商品説明等を受けたのち審査する。
- 2) 応募している商品等の中に審査委員の商品等があった場合は、その審査員は自社の商品は審査できない。
- 3) 認定基準各項目 5 点で 30 点満点とし、合計 20 点以上の人が半数以上いた場合に認定する。
- 4) 選考結果については、個別にお知らせする。

9. 認定取り消し

- 1) 下記に該当する場合は、認定を取り消す。
 - ①認定料を期限内に納入しない場合
 - ②虚偽又は不正な手段を用いて認定を受けた場合
 - ③認定シールを不正に使用した場合
 - ④認定基準を満たさなくなった場合
 - ⑤その他、出水ブランド「いずみさん」の信用を著しく害する行為があった場合
- 2) 認定商品及びその者を公表し、複数ある場合はすべての認定商品を取り消す。
- 3) 認定料の返金はしない。
- 4) 認定を取り消された者は、取り消しの日から 3 年間を経過しないと新たな認定に応募できない。
- 5) 認定取り消しによって生じる一切の損害は、当該認定者が責任を負う。

10. その他

- 1) 認定者の名称・住所、認定品の名称・規格等を変更した場合は、事務局に変更届出書を提出する。
なお変更した場合は、必要に応じて個別に認定審査を行う。
- 2) マルイ食品又はマルイ農協、赤鷄農協、JA 鹿児島いずみの生産・製造品について、認定を受けた物のうち、1 品は認定料を無料とする。